

利用会員登録にあたって

ファミリー・サポート・センターの趣旨について

この事業は、会員同士の信頼関係のなかで育む相互支援活動です。

ベビーシッターでも保育所でもなく、対等な市民同士がルールの中で、

預ける側の責任と預かる側の責任をお互いに持ちながら協力し合うことで成り立つ事業です。

お子さんの安心と安全を守るためにご理解とご協力をお願いいたします。

【利用を決めたら】

- ・利用日まで余裕をもってご依頼ください。急な依頼には対応できない場合もあります。
- ・支援会員を紹介するにあたり、事前に必ず依頼内容の打ち合わせを行います。その後その内容にそって活動をしてもらいます。内容によってはご紹介が難しい場合※もありますのでご了承ください。
- ・また、ご利用の中で依頼したい内容が変わる場合は、必ずセンターまでご相談ください。
※《出来ない活動》 家事・病児保育・自動車の利用・複数預かり（きょうだいを除く）など
（打ち合わせは、預かる場所にてお子さんを含め利用会員と支援会員、アドバイザーで行います。）
（必要な場合には保育施設などへの顔合わせも行います。市外の場合は謝礼金が発生します。）

【預かる方・預かる場所について】

- ・預かる方（支援会員）は、センター主催の研修会を受けた市民の方（資格不問）です。
- ・預かる場所は支援会員の家、預ける方（利用会員）の家、もしくは公共の施設等になります。

【送迎について】

- ・送迎の場合の移動手段は、徒歩・公共交通機関利用（交通費は利用会員が負担）・自転車です。
★自転車送迎は支援会員が可能な場合のみ。道交法に従って安全へのご協力をお願いします。

【お子様の安全のために】

- ・支援会員は安全に配慮しながら預かりをしますが、支援会員任せにせず、預ける側としてもお子さんの安全を一緒に考えましょう。
- ・預かりの際には、必ず連絡が取れる緊急連絡先を共有し、いつでも連絡が取れる状態にしてください。
（災害時や万が一の際の判断は、基本的に会員同士で行っていただくことになります。）
★ファミリー・サポート・センターでは、市負担で団体保険に加入しています。（災害時の補償はありません。）

【センターからのお願い】

- ・支援会員の都合でのキャンセルもあり得ることをご理解ください。
- ・お互いのプライバシー保護のため、知り得た個人情報に他に漏れることのないようにしてください。
- ・転居の際には必ずセンターまでご連絡ください。市役所への届けとは別になります。
- ・利用会員が登録している末子が、満12歳になる年度末を持って自動的に登録の取消しとさせていただきます。
- ・助成制度があります。所得税非課税世帯、市民税非課税世帯、生活保護世帯の方はお申し出ください。
- ・保育料無償化の対象の方はお申し出ください。（無償化の対象であるかは、国立市役所 保育・幼稚園係【042-576-2427】までお問合せ下さい）

上記の内容にご理解ご了承の上、別紙「利用会員申込書兼登録書」に記入し提出してください。（郵送不可）